

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

地方税

裁判裁決

その他

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第68回> 総則6項についての最高裁令和4年4月19日判決を受けて

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回(第67回)はNo3703(令和4年5月16日号)に掲載いたしました。〕

さる令和4年4月19日に相続税の不動産評価について、財産評価基本通達による評価を認めず、総則6項による評価により更正処分された事案についての最高裁判決があった。一部には納税者勝訴の可能性も聞かれたが、結果的には敗訴となった。注目されたこの判決の概要を確認しつつ、判決の意義を確認してみたい。

1 最高裁 総則6項の適用で初判断

濱田) 総則6項が適用された相続税加算事案について、4月19日の最高裁判決が下された。ね。3月15日に「税務の核心」から注目された。今回の「税務の核心」で取り扱ってみようと思います。

岡野) この事案については、第55回の「事例か

つき、不動産鑑定評価額による評価が適切だとして総則6項による否認がされたと。

内藤) 総則6項が適用されたこれまでの裁判例は、相続開始時点

乙不動産のみならず、売却せずに所有し続けている甲不動産についても、鑑定評価が妥当として総則6項による否認が行われたことが驚きで

sample

sample

sample

列では、相続する不動産だ

生前、銀行のアドバイスの下、借入れをして甲不動産と乙不動産を購入しています。そして、相続開始後に相続人が乙不動産のみを売却したという内容です。

白井) 相続人が甲不動産を売却したという内容で、財産評価基本通達により更正処分されたという点で、今回の事案と異なるとは思いますが、後日、税務調査

乙不動産のみならず、売却せずに所有し続けている甲不動産についても、鑑定評価が妥当として総則6項による否認が行われたことが驚きで

岡野) 裁判所の判断を確認するに当たり、1

sample

sample

sample